

学校法人菅原学園 コンプライアンス規程

学校法人 菅原学園

令和7年4月1日（制定）

令和7年4月1日（発行）

（第1版）

承 認	作 成
	
令和7年3月24日	令和7年3月24日

学校法人菅原学園コンプライアンス規程

（目的）

第１条 この規程は、学校法人菅原学園（以下「本法人」という。）におけるコンプライアンスを推進するために必要な事項を定め、役員及び教職員（以下「職員等」という。）がコンプライアンスを推進することにより、適正な本法人の運営及び本法人に対する社会的信頼を確保することを目的とする。

（定義）

第２条 この規程において「コンプライアンス」とは、本法人の職員等が、法令若しくは本法人寄附行為及び本法人が定める諸規程を遵守するとともに、公平、公正かつ誠実に職務を遂行し、高い倫理観と社会的良識をもって行動することをいう。

（コンプライアンス推進最高責任者）

第３条 本法人のコンプライアンス推進における最高責任者は、理事長とする。

（コンプライアンス推進統括責任者）

第４条 本法人に、コンプライアンス推進に関する業務を統括させるため、コンプライアンス推進統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

２ 統括責任者は、法人本部長とする。

３ 統括責任者は、本法人の各組織においてコンプライアンスの推進が図られるよう、コンプライアンスに関する業務を統括するとともに、必要な措置を講じるものとする。

（コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進担当者）

第５条 本法人におけるコンプライアンスの推進を図るため、次の担当領域に次のコンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進担当者を置く。

なお、コンプライアンス推進担当者が人事異動等により空席となる場合は、コンプライアンス推進責任者の指示により代行者を置くものとする。

担当領域	コンプライアンス推進責任者	コンプライアンス推進担当者
法人本部	本部長	総務部長、管理会計部長、企画広報室長、キャリアサポートセンター長
大学	学長	学部長、大学事務局長
専門学校	校長、副校長	校長もしくは副校長が指名する者１名
幼稚園	園長	教頭
保育園	園長	副園長

- ２ コンプライアンス推進責任者は、自己の管理・監督する組織において、コンプライアンスの推進が図られるよう必要な措置を講じるものとする。
- ３ コンプライアンス推進担当者は、コンプライアンス推進責任者の指示・指導を受け、自己の管理・監督する組織において、コンプライアンスの推進を図る。

（職員等の職務）

第６条 職員等は、本法人におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、常に教育・研究・保育の発展に寄与するため社会的良識をもって公正、公平かつ誠実に職務の遂行に努めなければならない。

（コンプライアンス相談及び通報）

第７条 何人も、次の各号のいずれかに該当する行為あるいはそのおそれがあると判断したときは、コンプライアンス相談及び通報をすることができる。

（１）法令若しくは本法人寄附行為あるいは本法人の諸規程に違反し、又は違反するおそれがある行為

（２）前号に掲げるもののほか、本法人の社会的信頼又は業務運営の公正・公平を失わせるおそれのある行為

- ２ 前項のコンプライアンス相談及び通報の方法について必要な事項は、「公益通報取扱規程」、「ハラスメント防止規程」に定めるところによる。

（改廃）

第８条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。